

掛川市規則第3号

掛川市立保育所条例施行規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市立保育所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市立保育所条例（平成17年掛川市条例第109号）第4条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育時間)

第2条 保育時間は、1日につき8時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休日)

第3条 保育所の休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(備付帳簿)

第4条 保育所には、次に掲げる帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 保育児童出欠簿
- (2) 児童票
- (3) 保育計画書
- (4) 保育日誌及び園務日誌
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要書類

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。